

令和4年第1回尾鷲市議会臨時会会議録

令和4年2月4日（金曜日）

---

○議事日程（第1号）

令和4年2月4日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決について
- 日程第 4 議案第 2号 第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について  
(提案説明、質疑、委員会付託)
- 日程第 5 議案第 1号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決について
- 日程第 6 議案第 2号 第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 報告第 1号 専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第13号）
- 日程第 8 報告第 2号 専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第14号）  
(報告、質疑、討論、採決)

○出席議員（10名）

- |    |    |     |    |     |    |    |    |
|----|----|-----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 南  | 靖久  | 議員 | 2番  | 小川 | 公明 | 議員 |
| 3番 | 濱中 | 佳芳子 | 議員 | 4番  | 西川 | 守哉 | 議員 |
| 5番 | 村田 | 幸隆  | 議員 | 6番  | 三鬼 | 和昭 | 議員 |
| 7番 | 内山 | 左和子 | 議員 | 8番  | 中村 | レイ | 議員 |
| 9番 | 中里 | 沙也加 | 議員 | 10番 | 仲  | 明  | 議員 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

|       |    |   |   |   |   |   |
|-------|----|---|---|---|---|---|
| 市     | 長  | 加 | 藤 | 千 | 速 | 君 |
| 副     | 市長 | 下 | 村 | 新 | 吾 | 君 |
| 政策調整課 | 長  | 三 | 鬼 |   | 望 | 君 |
| 総務課   | 長  | 竹 | 平 | 專 | 作 | 君 |
| 財政課   | 長  | 岩 | 本 |   | 功 | 君 |
| 福祉保健課 | 長  | 山 | 口 | 修 | 史 | 君 |
| 商工観光課 | 長  | 森 | 本 | 眞 | 明 | 君 |
| 教     | 育  | 出 | 口 | 隆 | 久 | 君 |

○議会事務局職員出席者

|              |    |   |   |   |
|--------------|----|---|---|---|
| 事務局          | 長  | 高 | 芝 | 豊 |
| 事務局次長兼議事・調査係 | 長  | 北 | 村 | 英 |
| 議事・調査係       | 書記 | 相 | 賀 | 智 |

〔開会 午前 9時59分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより、令和4年第1回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 本日は大変お忙しい中、令和4年第1回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第1号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決について」及び議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」の議案2件と、報告第1号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第13号）」及び報告第2号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第14号）」の報告2件を提出させていただきました。

よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、御手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、御手元の議事日程第1号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、1番、南靖久議員、2番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日だけにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日

と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決について」及び日程第4、議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」の2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第1号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決について」及び議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」の2議案について、説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第1号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決について」につきまして、説明いたします。

御手元に配付の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書（第15号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,990万9,000円を追加し、これにより、予算総額を114億3,087万2,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金2,042万2,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に要する費用に対して交付される新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金であります。

15款県支出金、2目県補助金、3目衛生費県補助金495万2,000円の増額は、ワクチン接種に御協力いただく医療機関への支援に係る新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金453万5,000円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項保健費、2 目予防費 2,537 万 4,000 円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目接種に係るもので、主なものとして、予防接種委託料 477 万 7,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金 495 万 2,000 円のほか、職員時間外勤務手当や需用費、通信運搬費等の必要経費を計上したものであります。

12 ページ、13 ページを御覧ください。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費 453 万 5,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、尾鷲よいとコストアンプ会補助金 43 万 5,000 円の増額、尾鷲市酒類販売事業者等支援金 160 万円及び尾鷲市地域経済応援支援金（10 月分）として 250 万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、議案書に戻りまして、2 ページを御覧ください。

議案第 2 号「第 7 次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」につきまして、第 6 次尾鷲市総合計画の計画期間が令和 3 年度で終了することから、本市が目指すまちの将来像を「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」と定め、その実現に向けたまちづくりを進めるため、令和 4 年度から令和 13 年度までを計画期間とする第 7 次尾鷲市総合計画の基本構想及び令和 8 年度までを計画期間とする基本計画を策定するに当たり、尾鷲市議会基本条例第 9 条第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第 1 号「令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 15 号）の議決について」及び議案第 2 号「第 7 次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」の 2 議案についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

1 番、南靖久議員。

1 番（南靖久議員） おはようございます。

立場上、行政常任委員長ということで、議案質疑に立つということは、もう異例なこととは十分認識をしておりますけれども、今回は、委員長でありながらも、一議員としての質疑だと捉まえていただければ幸いですので、納

得できる御答弁をいただくことをお願い申し上げたいと思います。

今回の、先ほど市長のほうから提案説明がありました議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」、過去に、令和2年の8月から、35名の審議会委員さんが、部会も合わせ各11回にも及ぶ審査と、熱心に尾鷲市の将来像を描くことに御尽力をしていただきましたことに対しましては、敬意をまずもって表したいと思います。

しかしながら、私の今回の質疑させていただいたことは、この2月28日に、最終的な、市長から諮問をされております、都市計画審議会の委員会が開催される予定であります。

過去、この都市計画について、2回の審議会の経過を経て、前回行われたのは確か11月25日ということで、議会からは、議長、内山左和子副委員長、そして私の3名が参画をさせていただいております、当時その25日の議論を振り返りますと、最終的に、特に私がお願いしたんですけれども、事業推進に当たっては、公聴会を開催させていただくということでございますので、できる限り、公聴会での意見を事業に反映をさせて、理解を賜りますよう、最大の努力をしていただきたいと、重ね重ね申し上げたのも事実でございます。

そういったことから、今回、今日が2月4日ということで、20日以上前に、この尾鷲市総合計画が、今日本会議で、議決されるのか、可決されるのか否決されるのか、まだ定かではございませんけれども、いずれにしろ、この過程として、第7次尾鷲市総合計画が可決された場合、特にほかの委員さんからも懸念があります、おわせSEAモデル国市浜の公園整備については、非常に厳しい意見を出されておる議員さんもおられるし、また、かなりの市民が理解を示さないのが今の現状だと思います。

そういった中で、もし、もしと言うより可決された場合、議案第2号として、第7次尾鷲市総合計画の基本構想、計画が、都市計画審議会で、恐らく承認されるであろうと予測するものの、もし、その審議会の場で、いろんな条件整備が出された場合、既に可決された総合計画でもかかわらず、審議会の意思尊重というのは、どのような形でされるのか。

これ、大事なことですので、市長の御見解をまずはお聞かせ願いたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回議決をお願いしております第7次の尾鷲市総合計画、この

件については、これからの10年間の尾鷲をどういう形、どういう姿、どういう形で行っていくのか、これを大きく示したもので、したがって、先ほども申し上げましたように、基本構想というもので10年間、そして、令和8年までの基本計画を、どうやって今度、基本計画をお示ししながら、具体的に今後どういふふうな形で推進していくのかというようなことをお示しする総合計画であると私は思っております。

その中で、一部、今回の都市計画に当たって、一つスポーツ振興ゾーンというような話があるわけなんですけれども、あれも一つのやっぱり具体的な一つの尾鷲の将来の未来を、将来を担うような非常に大事な事業であると私は考えております。

そういった中で、今お示ししている部分については、確かにいろんなお話がございます。

そのお話の中で、きちんといろいろ検証していきながら、今後は都市計画については、それを一応答申を受けた中で、それをやはり具体的にやっていくためには、いろんな調査なり、測量とかいろんな話があると思いますから、その中で出ていきたいいろんなお話をきちんと我々も踏まえながら、前向きに進めていきたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、南議員。

1番（南靖久議員） 市長はいわく当然、総合計画及び基本構想、5年間の計画というのは、尾鷲市の将来の姿を描く、ある意味で大きな方向に向かった指針ということは、当然私も理解をしております。

今回ただ、私、一つのおわせSEAモデルということで、質疑をさせていただいておるんですけれども、ほかの全体のことはこちらへ置いておってでも、私がやっぱり再度確認したいというのは、やはり都市計画、市長から諮問をされておりますこの都市計画決定の変更について、都市公園の変更について、今回が、恐らく市長の諮問に応じて、答申は出すべきものと思われまますけれども、私の心配するのは、今、尾鷲市が計画をしておる市営野球場をはじめ、築山、キッズパーク、多目的広場、総額16億数千万円になるのか、これはまだ未定の段階ではございますけど、確かに市民の反対が多いのは事実でございます。

そういった中で、先ほども聞きましたけれども、審議会からいろんな答申に向けて、附帯意見がついた場合、審議会からとして意見がついた場合、都市公園としては承認をさせてもらいますけれども、ただし、かくかくしかじか、全体像の

姿は保ちながらも、部分部分的にいろんな意見が出た場合を、私は審議会の意見を答申した市長として、どのような受け止め方をしていただけるのか。

当然議会議決するという事は都市計画の審議会の答申より数段上のことで、当然議会議決が優先するのは当たり前なのですが、やはり、市民の声や審議会の声というの、やはり僕はある程度を尊重すべきじゃないのかなというような考え方を持っておりますので、再度、市長の明快な答弁を求めます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 都市計画に諮問している部分については、大きな変更は、私はないと思っております。

ただ、その一つ一つの、さっき議員おっしゃってましたように、大きなやっぱり都市計画の今計画している内容については、大きくは変更はないと考えております。

しかし、それぞれそれぞれ部分的に皆さん方、審議会の方々から御懸念されている問題については、いろいろと我々としても精査しながら、きちんと、どっちかといったらマイナーチェンジすべきところはやっぱりしていかなきゃならない気持ちはあります。

ただ、これから、要するに御懸念されている内容について、これからきちんとした精査をするがために、調査等々もやりますということははっきり申し上げておりますので、その辺のところを十分吟味しながら進めていきたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 1番、南議員。

1番（南靖久議員） 再度確認するわけなんですけれども、大きな、全体的な計画の変更はないと。それと、軽微と言う言葉が合わないかもしれませんが、できることであれば、組入れ検証をしたいということで、もう形としたらそのままの形でいくと理解してよろしいですか。大きな意味での。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 基本的にはその方向で進めたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議

規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思いません。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、議題の2議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開しますので、よろしくお願いたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

[休憩 午前10時19分]

[再開 午後 3時29分]

議長(三鬼和昭議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

次に、日程第5、議案第1号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第15号)の議決について」及び日程第6、議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」の2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[1番(南靖久議員)登壇]

1番(南靖久議員) それでは、委員長報告をさせていただきます。

私たち行政常任委員会に付託されました議案第1号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第15号)の議決について」、議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」、先ほど、市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、各議案について詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました。

議案第1号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の歳入、2,990万9,000円の追加補正は、主にコロナ感染症対策等に係るもので、歳入歳出予算の総額を114億3,087万2,000円とするものであります。

歳出といたしましては、2,537万4,000円は、コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る予防接種委託料や医療従事者派遣事業補助金及び職員の時間外手当等の必要経費が含まれております。

また、商工振興費453万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、尾鷲よいとコストンプ会補助金43万5,000円、尾鷲市酒類販売業事業者等支援金160万円及び尾鷲市地域経済応援支援金（10月分）として250万円の追加計上であります。

次に、議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」につきましては、本計画策定に当たり、コロナ禍の中、令和2年8月から、加藤市長の諮問を受けた35名の審議会の委員におかれましては、総合計画に関わる審議会及び各部会を計11回開催し、それぞれの委員がそれぞれの立場で、尾鷲市の将来像を描きながら、熱心に議論を重ねていただきました。

仕上がった施策の方針などを示すもので、来年度から10年間の第7次総合計画及び前期基本計画の策定であり、今回の計画は、国土強靱化地域計画と一体に策定を図ったことなどが特徴と言えます。

審議会の会長をはじめとする各委員の皆様方には、コロナ禍の中、本当に計画策定に熱心に御尽力を賜り、当委員会として、心より深く感謝を申し上げる次第であります。

また、行政常任委員会での基本構想の審査過程は、令和2年8月18日に行われた第1回の審議会の翌日に、策定に係る進捗状況の報告を受け、その後、アンケート調査や高校生ヒアリング、ワーキンググループ、パブリックコメント等の進捗条件を令和2年12月、令和3年4月、そして6月に市議会議員の改選があり、新しい議会構成で、同年11月、12月及び今年に入ってから1月17日に執行部から詳細なる説明聴取を行い、当委員会としても、慎重に審査を重ねてまいりました。

申すまでもなく、第7次尾鷲市総合計画は、向こう10年間の本市が目指すべき将来像を「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を基本構想と、その実現に向けた取組を進めるための前期基本計画を策定しようとするものでございます。

本来、平成23年5月に、地方自治法第2条第4項が改正される前は、当該総合計画の基本構想は、議会の議決を事項として明記されておりましたが、改正後は、それぞれの地方自治体の独自の判断に委ねるとのことで、基本構想の議会議決の法的義務が解消をされておりますが、引き続き、自治体の判断で、条例を根拠に、議決を経て、基本構想の策定を行うことは可能なため、本市におきましては、尾鷲市議会基本条例の議決事項として明記されていることから、議会の議決を要する案件として議案上程に至っているものであります。

よって、私ども行政常任委員会に付託されました計2議案につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

議案第1号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決について」につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、当該議案の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る予算審査の中で、今後、執行部におかれましては、市民の皆様の不安を取り除くため、当該追加接種に使用されるファイザー社製ワクチン、モデルナ製ワクチンの安全性、効果などを詳細かつ分かりやすく情報提供をすべきという意見がありました。委員会としても、強くこのことを要望させていただきたいと思っております。

次に、議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」につきましては、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

なお、私は、常任委員長として、議案第2号の委員会可決に当たり、特に、第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画に示されている尾鷲三田火力発電所9.9ヘクタールを活用するおわせSEAモデル事業による、市営野球場を含むキッズパークや、スポーツ振興ゾーンによる集客交流施設整備については、いつ発生してもおかしくないと言われている南海トラフを発生元とする巨大地震、巨大地震等の被害予測を勘案すると、有事の際に、スポーツ公園を利用する不特定多数の方々の生命の安全安心を考えると、巨大地震発生時に高台避難に最も時間を要する旧三田火力発電場跡地での公園整備については、現時点において、災害発生時の避難ルート等が明確に示されていなく、逃げ遅れた利用者の方々のために、築山整備も計画をされておりますが、市民的にも、災害時に速やかに高台に避難できない場所での公園整備に、いまだ理解を示す方々は少なく、私自身ももろ手を挙げて賛成できるものでもありません。

申すまでもなく、本スポーツ公園整備事業は、2月28日に開催予定の都市計画審議会での都市公園としての計画変更の議を経た後に、最終的に、本市と県の協議の上で、都市計画公園として変更決定するものであります。

よって、今後の事業推進に当たっては、都市計画審議会の答申はもとより、市民の方々の意見や要望として指摘等を十分考慮して進めていただきますことを行政常任委員会として、執行部に切にお願いを申し上げます。

なお、委員会審査の中で、議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」、委員より、総合計画や基本計画の中に、今後の重要推進事項として、中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地を活用した、おわせSEAモデル構想の実現に向けた取組を推進することで、集客交流人口を増やすとともに、雇用の創出等も図る新たな拠点に位置づけされていること等について、強い懸念を示す意見が多く出されました。

また、土地利用の中で、市有地である小原野の利活用が示されていないことを指摘する意見もありました。

また、一方では、基本構想は、長期的な展望に立って、総合かつ計画的な行政運営を行う指針であり、尾鷲市の将来像を描くためのまちづくりの理念を示すものでもあり、基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの理念を実現するため、基本目標に基づき、必要かつ具体的な事業計画を明らかにするものなので、一部を取り上げるのではなく、大局的な見地に立ち、基本構想全体を見極めた判断が必要だとの意見もありました。

よって、委員長として、各委員の意見や厳しい指摘は十分理解できるものの、向こう10年間の本市の将来像を描く基本構想及び基本計画であることを、市民の皆様方におかれましては理解をしていただけるものと判断いたすところであります。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番、村田議員。

5番（村田幸隆議員） 今、委員長の報告、大変丁寧な報告でございましたけれども、ただ私、注文をつけるのじゃないんですけれども、委員長報告の中で、私見を入

れられたということはいかなるものであろうかと思っておりますので、その辺のところを、後でも結構ですので、議長、取り計らっていただくようによろしくお願ひします。

議長（三鬼和昭議員） 分かりました。

後にまた、委員長とお話しさせていただきたいと思ひます。

もちろん、先ほどの御指摘はごもっともだと思ひますので、御理解ください。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許可いたしたいと思ひます。

最初に、7番、内山左和子議員。

〔7番（内山左和子議員）登壇〕

7番（内山左和子議員） 私は、議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」、反対の立場から討論に参加させていただきます。

第7次尾鷲市総合計画は、これから10年間の尾鷲市の柱となり、その尾鷲市の方向性を示す大事な計画であると認識しています。

では、なぜ、最上位計画である総合計画に、基本計画もできていない、二転三転もしているおわせSEAモデル構想を随所に書くのか。最上位計画である総合計画のあるべき形の基本を崩したことは、まさしく市民の不在を意味します。

今、おわせSEAモデル構想ではっきりしていることは、総合計画に記載されている強靱化計画と整合性が取れない、津波浸水域に造ろうとしている都市計画公園案だけです。

案の中身は、ごみ焼却炉建設予定地における野球場の代替案のためだけの野球場、逃げてでも無駄になる築山、子供の安全を確保できないキッズパークです。

2022年になってから、トンガ沖大規模噴火、日向灘地震、和歌山、奈良、伊賀を震源とする地震や噴火が起こっています。これから起こり得る東南海トラフ巨大地震が間近に感じてなりません。

東日本大震災で被災された方々は、多くの悲しみ、そのときの苦悩を情報として発信し続けてきてくれています。今、私たちがしなければいけないことは、被災者の方々の声を真摯に受け止め、最大限のリスクにすることです。

安心安全が担保にできない、津波浸水域に莫大な事業費をつぎ込む、今のおわせ S E A モデル構想の S の部分は、一体誰のための構想なのでしょうか。

審議会委員 35 名の方々が、約 2 年にかけて議論した経緯も十分に理解しています。しかし、おわせ S E A モデル構想が、今述べた津波浸水域での内容である限り、最上位計画にある総合計画に記載すべきではありません。

おわせ S E A モデル構想ではなく、中部電力三田火力発電所跡地の活用にとどめておくべきです。

まちの将来像、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」、その実現は、市民の命を守って初めて実現します。

私の言っていることは間違っているのでしょうか。

以上、壇上からの反対討論とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、10 番、仲明議員。

〔10 番（仲明議員）登壇〕

10 番（仲明議員） 議案第 2 号「第 7 次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」、私は、賛成の立場から討論をいたします。

第 7 次尾鷲市総合計画は、令和 2 年 8 月 18 日に尾鷲市総合計画審議会に諮問され、審議会委員 35 名、うち一般公募 12 名の方々が慎重審議され、令和 4 年 1 月 28 日、市長に答申をされました。

全国で繰り返すコロナ禍の中、1 年 5 か月余りの長期間、審議会は、令和 2 年 8 月 18 日から令和 4 年 1 月 28 日まで計 8 回開催され、安心して産み育て暮らせるまちをつくるなど、五つのまちづくりの基本目標に合わせた 5 部会は、令和 3 年 8 月 11 日から令和 3 年 10 月 22 日までの間、それぞれ計 3 回開催され、審議をされてまいりました。

また、計画策定、進捗状況など、議会審議の行政常任委員会は、令和 2 年 8 月 19 日から今日まで、計 7 回審議を尽くしてまいりました。

さらに、令和 3 年 12 月 22 日から令和 4 年 1 月 17 日まで、本市パブリックコメントが実施をされております。

審議会会長の四日市大学岩崎先生の答申は、審議において、国内の社会経済動向や尾鷲市の現状、市民アンケートなどの市民からの意見などを踏まえ、また、これから 10 年間のまちづくりにおいて、非常に重要かつ横断的な視点も考慮しながら、総合計画の構成や基本構想に掲げるべき事項について、慎重かつ活発に議論を進めてきたとあり、また、諮問された第 7 次尾鷲総合計画（案）について

は、策定の見える化を図り、実現性、実効性を確保した計画であり、市民参加による分かりやすい計画づくりに努めた計画となっていることから、妥当であると判断しますと、答申をされております。

今回の総合計画は、尾鷲市を取り巻く環境の変化、時代の潮流を捉えた上でのまちづくりの視点が必要であると捉えていること。国土強靱化地域計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定したことは、これまでにない総合計画であり、大いに評価するとともに、会長の岩崎先生をはじめ、審議会委員の皆様へ感謝し、長い期間審議に当たられ、御苦勞さまと敬意を表するものであります。

総合計画は、自治体運営の基本的な指針として、まちのあらゆる計画や施策の基礎となり、まちの将来像とその実現に向けた施策を示すものであり、本市の最上位の計画であり、総合的、体系的にまとめたものであると示しております。

特に、市の職員の皆様には、この総合計画を日々の業務の指針、教本としていただきたい、このように願っております。

議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」につきましても、これまでもない出来栄であると確信するところであり、賛成討論とするものであります。議員皆様の御賛同をよろしくお願いをいたします。

議長（三鬼和昭議員） 次に、8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） まず、皆様に、私に1票を投じていただいた有権者の皆様に対して心よりおわび申し上げます。

私は、もともとこの総合計画案に反対しておりましたのに、行政常任委員会における採決で、聞き誤って、賛成のほうに手を挙げてしまいました。

でも、私は、この議案第2号、尾鷲市総合計画基本構想及び基本計画に反対ですので、反対討論を始めさせていただきたいと思っております。

まず、反対討論を始める前に、議会及び執行部で行われた、第7次尾鷲市総合計画策定における手法とその用語の説明について振り返りたいと思っております。

執行部は、総合計画の策定に2年もかけたと言います。委員の皆様には心より御礼を申し上げます。

しかし、資料は当日配付など、会議で委員の皆様が内容をチェックできたか、大変疑問だと思います。

議会に対しても、前日もしくは2日前に、196ページにも及ぶ総合計画の案

が送られ、翌日その審議を求めてきます。最低1週間前には、資料は、委員や議員に配付するべきではないでしょうか。

まず、その点を改めることこそが、住民参加、そして、市民に対する丁寧な説明というのではないのでしょうか。

パブリックコメントは、規定どおり3週間、21日間行われましたが、お正月の休みを含んでおりました。正月休みと、成人式の日など、土日祝祭日を除くと実質11日間しかありませんでした。これで果たして第7次尾鷲市総合計画でうたう策定過程の見える化、市民参加による分かりやすい計画づくりに沿っているのでしょうか。

それでは、おわせSEAモデル構想について、少し説明させていただきたいと思います。執行部は、おわせSEAモデル構想に基づきと何度も言いますが、一体、おわせSEAモデル構想とは、どのような経過でつくられ、どのような内容であったのか、ひもといていきたいと思います。

そもそも、なぜ、おわせSEA構想ではなく、モデルが入っているのか。モデルとは、先進的な取組、すなわち、ほかの地域に先駆けてモデル事業の構想として提案するという意味で書かれています。

遡ること平成29年8月16日に、中部電力から火力発電所撤退に伴い、発電所跡地とその民間施設を有効利用するための企画として、中部電力から尾鷲市に提案されたのが始まりです。

民間企業による先進的な地方活性化事業として企画提案されたもので、モデル事業になる前の構想という意味で、おわせSEAモデル構想です。中電からの企画内容は、1E、民設民営、1トン当たり6万9,000円の提案を含む広域ごみと木製チップの複合型焼却炉、2A、その発電廃熱を利用した植物農場、陸上養殖、3S、釣り桟橋については商工会議所と交渉中。これらは全て当時の中部電力からの企画です。

この3本柱の企画で、発電所撤退に伴う先進的な地方活性化モデル事業として、尾鷲市と共同で検討していきたいという提案だったのです。このことから分かるように、SEAモデル構想は民間から出された構想であり、尾鷲市発案の構想ではありません。

民間によるSEAモデル構想は、自社の火力跡地の活用のため考えられたものであり、浸水域であったとしても、問題はないでしょう。問題なのは、民間が企画した浸水域の構想を尾鷲市に持ってきたとしても、その企画を尾鷲市が丸のみ

して、公共施設に当てはめようとしていることです。

平成29年11月10日の課長会議では、新規の公共施設を浸水域に建てることは議論になるとの発言があり、執行部も、公共のものを浸水域に建てるべきではないと認識していることが分かります。

それにもかかわらず、昨年から今年にかけて行われたパブリックコメントの質問、過去の被害から想定される脆弱性をうたう場所に、スポーツ施設を勧めるのは整合性がないと問われたとき、執行部は、SEAモデル構想は全てのエリアが津波浸水域を前提とした取組であることから、津波浸水域を理由に事業を推進しないということはないと回答しております。

一体誰が、いつ誰が、その許可を公式見解としてSEAモデル構想は全てのエリアが浸水域を前提とした取組と決めたのでしょうか。

課長会議で、反対意見を出されたことに、誰がその意見を無視したのでしょうか。

おわせSEAモデル構想については、平成30年以降、2度にわたり市民懇談会を開催していますが、懇談会での説明は説明会にはなりません。懇談会とは親しく話をすることであり、説明会は、そのことについて、内容を細かく丁寧に説明することであり、執行部は、常に懇談会と説明会をごちゃ混ぜにしております。

議会にも、進捗状況を報告と回答していますが、おわせSEAモデル構想についての進捗報告では、浸水域を理由に広域ごみ処理場が突然なくなり、小原野の土地が令和5年の4月には国から返還されるのに、適切な土地がないと回答しています。今使っている野球場を潰し、子供たちを広域ごみ処理場が逃げていった場所に迫いやる。今使っている野球場の地質調査は、来年にしか行われません。あの今の市営野球場は、本当に広域のごみ処理場が建てられるのでしょうか。地歴の報告にも、あの場所について、明確な地歴の指摘がありません。そして、この総合計画が決まった後に、都市計が開かれ、そして、浸水域の子供たちのキッズパークの予算が計上され、その後、ごみ処理場の地質調査の予算が出ていくでしょう。全く順序が逆さまです。このままもし市営グラウンドに広域ごみ場ができなければ、周辺的大幅な土地の買収になるおそれもあります。

そして、去年の12月には、中部電力が棧橋の撤去を決めたという報告は、議会にありました。

少なくとも、過去の記録からは、SEAモデル構想は中部電力のものであり、民設民営を基本として、津波浸水域で企画されていましたが、それをそのまま尾

鷺市の構想として、公共施設を建ててもいいかななどの説明はなく、議会でも承認はしていません。市民に対する説明会もなく、議会での承認も得ず、過去の課長会議でも浸水域に公共施設を建てること自体を問題視しているにもかかわらず、執行部から出された回答は、審議会での意見があったことを理由に、総合計画にS E Aモデルの記載は問題ないとしております。審議会の答申におわせS E Aモデル構想があったとしても、審議会の答申は尊重されるものの、総合計画は議会の議決案件であり、議会での検討は、今行われているのです。ですから、審議会の答申に書かれているからといって、無条件にそれをのむ必要はありません。

議会で、おわせS E Aモデル構想について、民間部分と公共部分の明確な違いについて、過去、話し合ったことがあるのでしょうか。民間部分は、津波浸水域であったとしても、その企業がそれでいいと思えば、進出してくるでしょう。しかし、最上位計画の国土強靱化計画によれば、公共施設は津波浸水域に建てるべきではないにもかかわらず、公然とおわせS E Aモデル構想は全てのエリアが津波浸水域を前提とした取組と回答しております。

用語の説明として、構想とはアイデアであり、考えを頭の中で組み立てることです。計画のように物事を実施するための手法、手順などの具体的な内容とは違います。協議会を立ち上げ、構想を練るのは結構ですが、構想は、どのようなメンバーを集めた協議会であったとしても、ただの構想、すなわち考えでしかありません。

一体いつ誰がS E Aモデル構想は全てのエリアが浸水式を前提とした取組としたのでしょうか。

国の国土強靱化計画に、人命の保護が最大限図られること、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、市民の財産、公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興、以上4点について、各自治体に、具体的なリスクの認識と、それに対処する実施方法として手順を明記するよう、総合計画策定に求めています。

この計画が最も重要な計画です。それにもかかわらず、民間が、民設民営を主題とした、津波浸水域でのおわせS E Aモデル構想に基づいた総合計画を説明しようとしているのはどういうことでしょうか。

そもそも、おわせS E Aモデル構想の肝である火力跡地での広域ごみ処理施設は、津波浸水域であることを理由に、なくなりました。それに伴い、発電も廃熱利用もなくなり、植物農場もなくなりました。栈橋に至っては既に撤去が決まっ

ています。このように、もともとあったおわせSEAモデル構想の3本柱は全て流されてしまいました。それにもかかわらず、執行部は、おわせSEAモデル構想の残像にしがみつき、民間が企画した構想を何も検証せず、横流しでもらい受けて、本設計と同じように、都市公園構想も、津波で水泡に帰してしまうのではないのでしょうか。

以上の観点から、国土強靱化計画とおわせSEAモデル構想は、レベルが全く違い、同列に扱うべきものではありません。内容についても、整合性が取れないにもかかわらず、今まで進めてきたからという意味不明の説明で、おわせSEAモデル構想は第7次尾鷲市総合計画に随所に散りばめられています。

強靱化の基本目的によれば、公共施設に係る被害の最小化に資することを目標にしているにもかかわらず、津波浸水域にわざわざ給食センターを造ると明記された総合計画は、事前復興計画を求める国の指針に反しており、小原野が来年には国から返還されるにもかかわらず、安全の高台についての利活用が、第7次尾鷲市総合計画の土地利用構想に明記されていないのはなぜでしょうか。

来年度には、中央公民館並びに体育館の耐震設計が予定されているようですが、この2設備を耐震化せず、給食センターとともに小原野に持っていけば、体育館の中に、雨の日も遊べる施設や子供の森図書館など新設すれば、災害時の避難所としても利用可能となるのではないのでしょうか。

小原野が使えると分かっているながら、高台に場所がないと、浸水域の尾鷲小学校に無理やり給食センターの設計費用を認めさせる。このやり方が本当に市民重視の施策方針なのでしょうか。

総合計画とは、市民の生命、財産を守るためのものです。この市民軽視の総合計画が現代に通用するのでしょうか。

封建時代の政治原則は、民はよらしむべし、知らしむるべからず。要するに、行動だけさせて、何でもさせて、何でそれが作られたかは知らさんでええということですけども、この死語のような言葉が、尾鷲市では、現在進行形で行われているような気がします。

正式な手順を踏まず、ひそかに何かをまぎれこますことは、兵法の、国をのつとるやり方です。

私たちは、何にでも反対しているわけではありません。国における憲法のように、地方自治にとって最上位となる総合計画は、市民の安心安全のためのものです。事前復興計画も書いていません。国が期日を決めていないというので、国土強靱

化の計画を、総合計画に、事前復興計画の言葉すら入れないというのは一体どういうことでしょうか。

子供たちの安心も安全も守れないプランをちりばめた総合計画に基づいた暮らしを市民に押しつけるべきではありません。市長及び執行部は、もう少し謙虚に市民と向き合っていたら良かったと思います。

どうか皆様、いま一度、市民にとっての最上位計画である第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画の見直しを行うため、この議案に反対していただきますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 西川です。反対討論させていただきます。

私は、議案第2号、第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について、通告に基づき、反対の立場から討論させていただきます。

先日いただいた第7次尾鷲市総合計画（案）は、熟読はしていませんが、現在進めようとしている都市公園整備の計画などは、全く国土強靱化から逆行しており、もっと精査し尽くした上で上程されるべきであると私は考えております。

私は以前、尾鷲小学校の給食センターについても、災害を見越した上で、反対の討論をしていますが、そのとき、議会での副市長の答弁で、尾鷲市は土地がないとの返答でしたが、この前の都市公園での公聴会で、元市議の方が、小原野に1万坪の土地があると発言されたので、すぐ情報開示をしたところ、確かにありました。一体どういうことか、疑問です。

どうしてもあの土地に、高額な工事費で浸水域に造りたい大人の事情でもあるのでしょうか。

市役所の耐震工事の6億4,000万円についても、私自身、建設に携わる者として、工事金額に首をかしげたくになります。これまでの案件には携わっていないので何とも言えませんが、今までの討論と違い、今回の討論は、賛成の議員の方をお願いではなく、文句を言わせてもらいます。

自分は議員を何期もやってきたと自慢する前に、言葉を返せば、今の寂れた尾鷲にしてしまったことを反省していただきたい。あなたたちの支援者も、選挙で勝った負けた以外に、本心から尾鷲をよくしてほしいと思いい投票した支援者もいるはずです。そこのところを考慮すべきかと思いますが、どうでしょう。

何でもかんでも執行部から出された計画を熟慮せず市政を続けた結果が、現在

の尾鷲の姿そのものだと思います。加藤市政についても、前期に負債を10億円減らしたと自慢していましたが、尾鷲市は現在100億円の負債を抱え、80億円近い負債を抱える総合病院の経営も、コロナの給付金がなければ、もっと大赤字ですね。今期も負債を減らす努力をすればいいじゃないですか。なぜ今、血税から16億円以上かける公園施設なのですか。

私が思うには、トイレもナイター設備もないのでは、絶対に追加追加で増額が出て、最終的にはとんでもない金額になると申し述べておきます。

国の指針で、国土強靱化計画では、新たに建設する公共の施設は、津波浸水域外にと記載されていますよね。他の市や町は国の指針に準じて実行しているのに、尾鷲はそんなルールすら守れないのでしょうか。

しかも、審議会の委員の中には、現職の市職員の関係人まで含まれていますから、当然考えは執行部寄りに意見が偏ってしまいます。であれば、市民から負託された市会議員の意見も取り上げてほしいものです。SEAモデルもそうですが、もう既にSEAモデル構想は、SEAモデル空想かSEAモデル妄想になっているようにしか思えません。火力跡地でのバイオマス発電ができなくなった時点で終わってしまっていますよね。

トラックに例えれば、Sの荷物をなくし、Eのタイヤがパンクして、Aの運転手の中電さんがいなくなった車にしがみついているようにしか私は見えません。

SEAモデル計画に基づく、となら分かりますが、構想に基づくなどの言葉はおかしくありませんか。計画としても、決定されていないものを加えるべきではないと思います。

私は、第7次尾鷲総合計画、全てに反対とは申しておりません。

市長、できもしない計画を国の方針に逆らい、突き進むことより、いま一度立ち止まって、10年、20年後の尾鷲のために、負債というツケを未来の市民に残さないように、皆が一丸となり、見直しを行いましょう。

10年後には、この計画に携わった人間のほとんどがいなくなるのですから、きれいごとを並べただけの総合計画を、さらに尾鷲に見合った計画にするために、再考を考慮するよう、壇上からの私の反対討論とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに、他に討論はございませんか。

3番、濱中佳芳子議員。

〔3番（濱中佳芳子議員）登壇〕

3 番（濱中佳芳子議員） 通告をせずの討論をお許しいただきたいと思います。

私は、議案第 2 号「第 7 次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本臨時会に上程されました第 7 次尾鷲市総合計画は、将来像として目指す姿を表す尾鷲市の最上位計画となります。

これまでの半世紀の間、第 1 次の総合計画から始まった尾鷲の総合計画、その中で、尾鷲市の産業構造は大きく形を変えてきました。

一次産業が隆盛を誇った頃、山も海も豊かな頃、そして、エネルギー事業で潤った頃、本当に様々な時代を経て、今、令和が始まっております。

その一次産業やエネルギー産業、全てが右肩下がりの寂しい状況になった今こそが原点回帰の頃、この尾鷲の次の力を見せる、そういった計画をつくらなければならないのだと感じております。

今回の審議会において、市民の皆様には、長い時間にわたり審議を尽くしていただいたこと、高いところからではございますが、まず、感謝を申し上げたいと思います。

私は総合計画の議決に関わるのは 2 回目でございますが、この審議委員の顔ぶれであったりとか、アンケートを取る先であったりとか、今までになく、平均年齢が若いところで取られているように感じました。

ここから 10 年間、どういった姿を目指すのかを決める中に、若い人たちの意見が入ったことは、私は評価をすべきかと思えます。それこそ、先ほど反対討論の中でありました 10 年先私たちがどうなっているか分からない。もちろんそうであるからこそ、今、考えられる限りの、若い人たちに対してこの先を託す、そして担っていただく人たちの言葉を盛り入れていただいた、そういうふうを感じる総合計画であります。

そして、その策定に当たり、議会基本条例に織り込まれた議決のために、常任委員会に何度も報告をいただきました。そして、審議をさせていただき、修正を重ねてまいりました。産業、民間に任せてお願いできるところは、民間は民間にという言葉が、今、ずっと続いてきておりますが、今市民の命を守る、財産を守るための安全という部分においては、民間の経済構造だけでは守れるものではないと私は理解しております。行政が関わってこそ、安全面であるとか、安心面であるとかのところに、インフラとして盛り込めるものがあると私は理解しております。

今後、施策実行に際しましては、議会として、予算審査がございます。一つ一つの事業執行におきましては、慎重に熟慮を重ねる、そういった議論を求めることを申し添えて、私の賛成討論とさせていただきます。どうぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

5番、村田幸隆議員。

〔5番（村田幸隆議員）登壇〕

5番（村田幸隆議員） 私は、議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」、賛成の立場から討論をさせていただきます。

総合計画とは、自治体運営の基本的な指針として、まちのあらゆる計画や施策の基礎となり、住民全体で共有するまちの将来像と、その実現に向けた施策を示すもので、本臨時会に上程をされた第7次尾鷲市総合計画は、将来の尾鷲市をどのようなまちにしていくのか、その指針となる最上位の計画として、全ての住民や事業者、行政がどのようなことをしていくのかを、総合的、体系的にまとめたものであります。

特に今回の計画は、近年の大規模自然災害等に備え、事前の防災、減災と迅速な復旧、復興に資する施策を総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するための国土強靱化地域計画や、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指し、具体的な取組を定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定をされておるのであります。

このように、総合計画は、子育て、医療、福祉から、農林水産業、商工観光、防災、教育まで幅広く多岐にわたり、尾鷲市のまちづくりの基本として、あらゆる施策の根本となる1丁目1番地であります。

今後、施策を進めるに当たっては、その都度、様々な社会情勢下においての、市の立ち位置や市民生活に鑑み、実施計画を立て、実行していく流れの第一歩であり、行政にとって必要不可欠なものであります。言い換えれば、基本総合計画で何でも決まってしまう、そういうわけではありません。これはあくまでも市が進んでいく方向性を示すものであり、今後、基本計画、実施計画と進めていかななくてはなりません。

今回、配付をされた尾鷲市総合計画（案）では、7ページで、基本構想、基本計画、実施計画と書いてあり、実施計画においては、基本計画に定めた施策、事業を財政的な裏づけをもって計画的に実施することを目的とし、毎年度の予算編

成等の指針とするものである。施策の目標を達成するために、P D C Aサイクルを通じて、新規事業の追加、事業の組替え、見直しを行い、適切な進行管理を行うとされております。

それこそ基本計画、実施計画の審議の中で、様々において十分議論を交わすことができる、最終的に決定をするということを申し上げ、本計画について、一昨年8月以来、長期にわたり熱心に議論を交わし、策定、答申いただきました35名の総合計画審議会委員の皆様に対し、衷心より御礼を申し上げ、第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について、賛成をするものであります。御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

9番、中里沙也加議員。

〔9番（中里沙也加議員）登壇〕

9番（中里沙也加議員） 最近は通告をしない討論がはやっているようなので、はやりに乗ってみました。

朝から長時間。

議長（三鬼和昭議員） 中里議員。そういう発言は削除します。

9番（中里沙也加議員） 失礼します。

長時間お疲れのところだとは思いますが、失礼いたします。

私は、子育て世代の目線で、議案第2号、第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画についてに反対の立場で討論させていただきます。

申し訳ございません。厳密には、一部に反対と、付け加えさせてください。

総合計画においては、総花的で広く全方位に対して尽くすようにつくられていることは、一般的だと思っておりますので、一つを抜かしましては、私は賛成でございました。

反対せざるを得ないその一つとは、多額の市のお金を海沿いに使う事業、おわせSEAモデルを総合計画に入れていること。その件につきまして、まだしっかりした形が決まっていない。ましてや、反対の人も多数いる中で、これを尾鷲市にとって一番大切な総合計画の中に入れてしまうということに違和感を感じてなりません。

私たち子育て世代の方々の中では、SEAモデルの公園事業に対し、津波は怖いけど大きい公園があったらうれしいという意見もある中、津波被害の心配がある場所にそんな多額な市のお金をかけて、人口が減った後に残る世代への市への

お金の負担など、すごく心配だと、市のやることに疑問を持つ方も少なくなく、そういった声もある中で、まだ事業内容ははっきりと決まっていないおわせSEAモデル構想、反対の人も多数いる中で、そういった人たちに対して、ただ仕方ないというような対応で、重く受け止めず、進めてしまうような事業だと捉えざるを得ません。

総合計画策定は、執行部の皆様の御尽力のたまものだと理解しております。その上で、どうしても尾鷲市にとって、方向性を示す総合計画に入れてしまうというのは、市民に対して誠実とは言えず、今回の策定にどうしても賛成することはいたしかねます。

尾鷲市に大きい公園建設の計画は、いろんな効果を考えて、大賛成です。これこそ、すぐに取り組んでいただきたい、そう思います。そこで、浸水区域でもいいから、多額のお金をかけてでも、急いで造ってほしいという方が多くいらっしゃるのなら、せめて、津波被害の想定をさらに嚴重に考えた防災対策の計画も一緒に、しっかりと盛り込んでほしいと思いますので、その部分でも不十分だと考えます。

そもそも、これだけ浸水区域が多い尾鷲では、海沿いを活用しなくてはならない場合もあるので、一概に全ての沿岸部の事業を反対はできないとは承知しておりますが、今回の場合は、近々の自然災害や国の方針を鑑みて、新設するものなるべく高いところに建てることや、浸水区域に建てる場合でも、嚴重で慎重に、広い意見を取り入れて行くと、防災計画には書かれておりますが、それが守られていないと感じてしまうような構想に不信感を抱きます。

そして、観光の視点からも、このSEAモデルによってにぎわうことをうたっておられますが、納得できる数字など、事業計画もないまま、SEAモデルを実現できたら集客力が上がるというような根拠のないイメージをつけるような文言にも疑問を抱きます。SEAモデルによって、観光力や集客力が上がるよりも、維持管理の負担が増えると想定しますので、SEAモデルが尾鷲市にとって必要だというような書き方にも疑問を抱いております。

私の役目は、市の方向が市民にとっての幸せを奪う結果になってしまうかもしれないと感じたら、このやり方はよくないとストップをかけたり、もう一度計画し直してほしいと意見することだと思っております。

この計画を望んでいる方もいれば、反対の方もおられます。そんな中、政治の世界で、民主主義では多数が全てですが、尾鷲市の場合、議員は10人、こんな

少ない数の人たちによって、とても大きなことが決まってしまう、これが今の世の中ではございますが、非常に矛盾していると感じてなりません。

この10名は、市政内容を決議するための代表ではありますが、本当に多くの市民の声の結果なのでしょうか。今のやり方ではどうしても一部の独裁主義だと感じざるを得ません。今まで市政に対しても関心がなかった方たちにも、この矛盾が届いてほしいといつも思って、ここで発言させていただいております。執行部の方々には、既にお力を尽くされているとは思われますが、市の情報がまだまだ広く皆様に届いていないのが現状です。せめて、もっと多くの市民が納得した事業や計画にしていきたいと思います。

私は、浸水区域に多額のお金をかける計画を総合計画に入れるのは絶対反対です。ですが、市の大きな動きは、議員が決めるものではありません。市民の皆さん、尾鷲市に関わってくださっている皆さんが決めることだと考えています。そういったいろんな声を議会に出していくための議員だと思います。

市民の皆様に、1人でも、不安に思ったり反対の声があるなら、そういった人たちの声を届けるのが私の役目だと思って、この場に立たせていただきました。言い方がきつく聞こえてしまうかもしれませんが、今回の第7次尾鷲総合計画に盛り込む文言は、市民の皆様がたくさんのお意見を元に、まともに審議されたと思われたい。おわせSEAモデル構想という構想段階のものを強行突破で進め、総合計画に盛り込むようにしていると捉えざるを得ません。これらを尾鷲市の最上計画に入れるということは、国土強靱化計画にも反しています。

議会では、まともな議員間討論もせず、同数否決し、毎回こういった形で進んでいってしまいます。市民の多くは、尾鷲市議会を不審に思っていることでしょう。

何度も言いますが、私は、子供を持つ親として、子供たちの未来を守り、今後の尾鷲市にとって、未来ある内容だと思えない部分があれば、賛成はできません。

しっかりとした議論はなく、津波対策や観光効果が曖昧なおせわSEAモデル構想を盛り込んでしまっている第7次尾鷲総合計画の基本構想及び基本計画に反対します。どうか広く市民の皆様からも賛同いただきたいと思います、心からお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（三鬼和昭議員） 中里議員。地方自治法で運営されている議会のルールを独裁的という表現は好ましくない、この部分は削除させていただきます。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第5、議案第1号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第15号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(三鬼和昭議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、報告第1号「専決処分事項の承認について(令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第13号)」及び日程第8、報告第2号「専決処分事項の承認について(令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第14号)」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、報告案件2件について説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

本ページの報告第1号及び5ページの報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、報告第1号については昨年12月17日に、報告第2号については先月12日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

報告第1号、専決処分事項の承認についてにつきましては、新型コロナウイルス

ス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯等への支援とする予算措置を行ったものであります。

議案書の5ページを御覧ください。

報告第2号、専決処分事項の承認についてにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活、暮らしの支援を受けられることが重要であるため、住民税非課税世帯等に対して、生活、暮らしの支援とする予算措置を行ったものであります。

以上で、報告案件2件の説明とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で、説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

2番、小川公明議員。

2番（小川公明議員） 報告第2号、専決処分事項、令和3年度一般会計補正予算第14号について、歳出、18節の負担金補助及び交付金、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金4億円について、少しお伺いいたします。

令和3年度住民税非課税世帯が対象ということは理解しておりますけれども、令和3年1月2日以降に転入された非課税世帯の方は、これは尾鷲市で申請をするのか、それとまた、今までいた町に申請するのか、どうなのでしょう。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 今の小川議員の質問にお答えさせていただきます。

令和3年1月2日以降に転入された方については、基準日が令和3年12月10日時点で世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である方が対象になりますので、尾鷲市で支給することとなります。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） それと、もう一点お聞きします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、収入が減少して、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯、いわゆる家計急変世帯の対象となるのかどうか。

また、それが対象になった場合には、どのような手続をすればよろしいのでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の給付対象

者は、まず、一つ目が、世帯全員の令和3年度住民税が非課税である世帯。二つ目が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、先ほどの一つ目の条件と同様と認められる世帯、いわゆる家計急変世帯、議員言われた家計急変世帯が対象となります。

この家計が急変した対象期間につきましては、令和3年の1月から令和4年の9月までとなっておりますので、議員がおっしゃられた、所得があるが最近離職等したとか所得がなくなったという方については、対象期間内であれば、コロナにより家計が急変した、先ほどの住民税が世帯全員非課税であれば、対象となることとなります。

2番（小川公明議員） 申請方法。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） あと、申請につきましては、家計急変で所得が少なくなったことが分かるもの、例えば給与所得者ですとその対象期間内の給与証明であったり、あとは自営の方ですと少し書類等、こういったことで所得が低くなったという書類を添付してもらう必要がございますけれども、それを担当課が確認して、支給することとなります。以上です。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

3番、濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） 報告第1号の中の子育て世帯への支援についてお伺いいたします。

これ、一部、本当の本来必要とするべき子供のところに届かない事例があるというようなことが全国的に見られているようですが、尾鷲でそういった救済を求める声があったのかなかったのか、そして、これに対しての救済策がどういったことになっているのか、現在判明している部分だけで結構ですので、お答えいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 現在のところそういった問合せ等は、尾鷲市のほうが来ておりません。

今入っている情報、例えば離婚などによって、令和3年9月分の児童手当受給者でなかった者がそれ以降に新たに養育者となって、令和4年の1月分の児童手当受給者になっている者、取扱い、離婚によって、当時は対象者ではなかったが現在対象になっている者、そういった方については、給付が届くように検討した

いと、1月にたしか総理が発言したかと思えます。

それ以降、本市のほうにはまだ通達は来ていないんですけども、今後の国の通知を注視して、適切に対応したいと考えております。

3番（濱中佳芳子議員） 結構です。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第7、報告第1号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第13号）」の採決をいたしたいと思えます。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第1号は、承認されました。

次に、日程第8、報告第2号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第14号）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第2号は承認されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いただきました議案第1号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決について」及び議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」の議案2件と、報告第1号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第13号）」及び報告第2号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第14号）」の報告2件につきまして、いずれも原案のとおり御承認をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、第7次尾鷲市総合計画につきましては、まちの将来像を「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」と定め、いよいよ令和4年度からその実現に向けた具体的な取組を進めてまいります。

このことから、今後も、議員の皆様の御理解と御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

なお、審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、今回、議案第2号「第7次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画について」は、本会議場あるいは委員会における様々な意見を鑑みていただき、各政策の整合性及び財政面の裏づけ等をきっちり重んじていただいて、市政運営に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日1日御苦労さまでした。

これをもって、令和4年第1回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 4時47分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長      三      鬼      和      昭

署 名 議 員      南              靖      久

署 名 議 員      小      川      公      明